

当協会における出勤者数の削減に関する取組内容（7/14更新）

政府の「緊急事態宣言」が延長され、政府・大阪府から「在宅勤務（テレワーク）等による、出勤者数の7割減をめざすこと」、「出勤者数削減の実施状況を各事業者が公表し、取組みを促進すること」等、要請されています。

当協会では下記の取組を進めていますので、皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

（1）定量的な取組内容

算定の対象とする従業員の範囲	目標値	実績及び対象期間
テレワーク実施可能な職員（職員の100%）	出勤者削減率 70%	出勤者削減率 65% （6月7日～7月9日）

（2）具体的な取組や工夫

テレワーク推進に向けた具体的な取組・工夫
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 業務用の電話番号を貸与</li><li>・ オンライン会議システムやビジネスチャット等のIT環境を整備</li><li>・ テレワークを可能とするよう社内の就業規則を改定</li><li>・ 会議を可能な限りオンライン化</li></ul>

出勤者数削減に向けた具体的な取組・工夫（テレワーク関連を除く）
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 人との接触低減の取組として、時差出勤の導入</li><li>・ 出張は可能な限り自粛し、オンラインによるTV会議にて実施</li><li>・ その他、業務上やむを得ざる場合で出勤する場合においても、出勤前の検温、自席に拘らずソーシャルディスタンスを確保しての業務、マスクの着用、こまめな消毒・手洗いの実施</li></ul>